

# 令和3年度柏崎市社会福祉協議会 非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（理学療法士・作業療法士）を募集します。

## 1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

## 2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 訪問看護 理学療法士 作業療法士	1名	学歴不問・年齢不問 ・理学療法士または作業療法士

※上記資格の他、普通自動車免許（AT限定可）を有する方。

## 3 申し込み資格

住 所 採用時に柏崎市または、近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

## 4 勤 務 地

扇町介護保険事業センター ゆたか訪問看護ステーション（柏崎市扇町3番37号）

## 5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、概ね1週間以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

## 6 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接日から概ね1週間以内に、電話にて通知します。

採用日については相談の上決定。

## 7 給 与 等

- （1）給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。

時給 理学療法士・作業療法士 1,300円

- (2) 手当 本会雇用契約職員の細則により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 採用の日から令和4年3月31日（更新の可能性あり。）
- (4) 勤務時間 始業午前8時30分から終業午後5時30分までの間で、事業所において勤務表で定めます。  
(週20時間未満)
- (5) 業務内容 訪問看護事業における在宅でのリハビリ指導
- (6) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

## 8 受験手続

### (1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格証の写しを同封の上、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

### (2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証の写し）を添付してください。
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

## 9 照会等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 ( 担当：総務課 松原・村田 )